運輸安全管理規程

株式会社アイザック・トランスポート

㈱アイザック・トランスポート安全管理規程

第１章　総　則
第２章　安全管理組織等
第３章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第４章　安全管理の取り組み状況の点検と改善等

第一章　総　則

（目的）
第一条　この規程（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という）貨物自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第二条　本規程は、当社の貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬事業に係る業務活動に適用する。

第二章　安全管理組織等

（代表者の責務）
第三条　代表者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
２．　代表者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
３．　代表者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重し、業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）
第四条　輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行うため、次の者を選任し配置する。
一.　安全統括責任者
二.　運行管理者
三.　整備管理者
四.　その他の必要な責任者
２．　安全統括責任者は、輸送の安全の確保に関し、部門を統括し指導監督を行う。

３．　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等の理由により不在中や重大な事故、災害等に対応する場合は、統括運行管理者が直接指揮命令をする。

（安全統括責任者の選任及び解任）

第五条　安全統括責任者は、代表者が選任する。

２．　安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一．　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

二．　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括責任者の責務）

第六条　安全統括責任者は、次に掲げる責務を有する。

一．　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二．　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を構築し維持すること。

三．　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四．　輸送の安全に関する報告連絡体制を確立し、社員に周知徹底を図ること。

五．　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、代表者に報告すること。

六．　代表者に対し、輸送の安全に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な　改善の措置を講じること。

七．　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八．　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

九．　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第七条　輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを全社一丸となり深く認識し、安全統括責任者は社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真執に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２．　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チエック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施するため、安全対策を不断から見直し、全社員が一丸となって輸送の安全業務を遂行することにより、安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する目標）

第八条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第九条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方を記載し、安全方針に応じて輸送の安全を確保するため計画を企画する。

第四章　安全管理の実施

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十一条　安全統括責任者と現場、運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十二条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２．　事故、災害等に関する報告が、安全統括責任者は社内の必要な課所等に速やかに伝達されるように努める。

３．　安全統括責任者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４．　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十三条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部調査）

第十四条　安全統括責任者は、自ら又は安全統括責任者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査点検を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査点検を実施する。

２．　安全統括責任者は、前項の内部監査点検が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、代表者に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第五章　安全管理の取り組み状況の点検と改善等

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十五条　安全管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査点検の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２．　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十六条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画は毎年度 HP により外部に公表する。

２．　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十七条　本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

２．　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、安全確保の状況・点検結果、判明した状況等を記録化し、所定の場所に保存する。

付　則

（施行期日）

この規程は、平成 21 年 9 月 21 日より実施する。

改訂日：平成 24 年 7 月 24 日

改訂日：平成 25 年 7 月 4 日

運輸安全マネジメント推進組織図

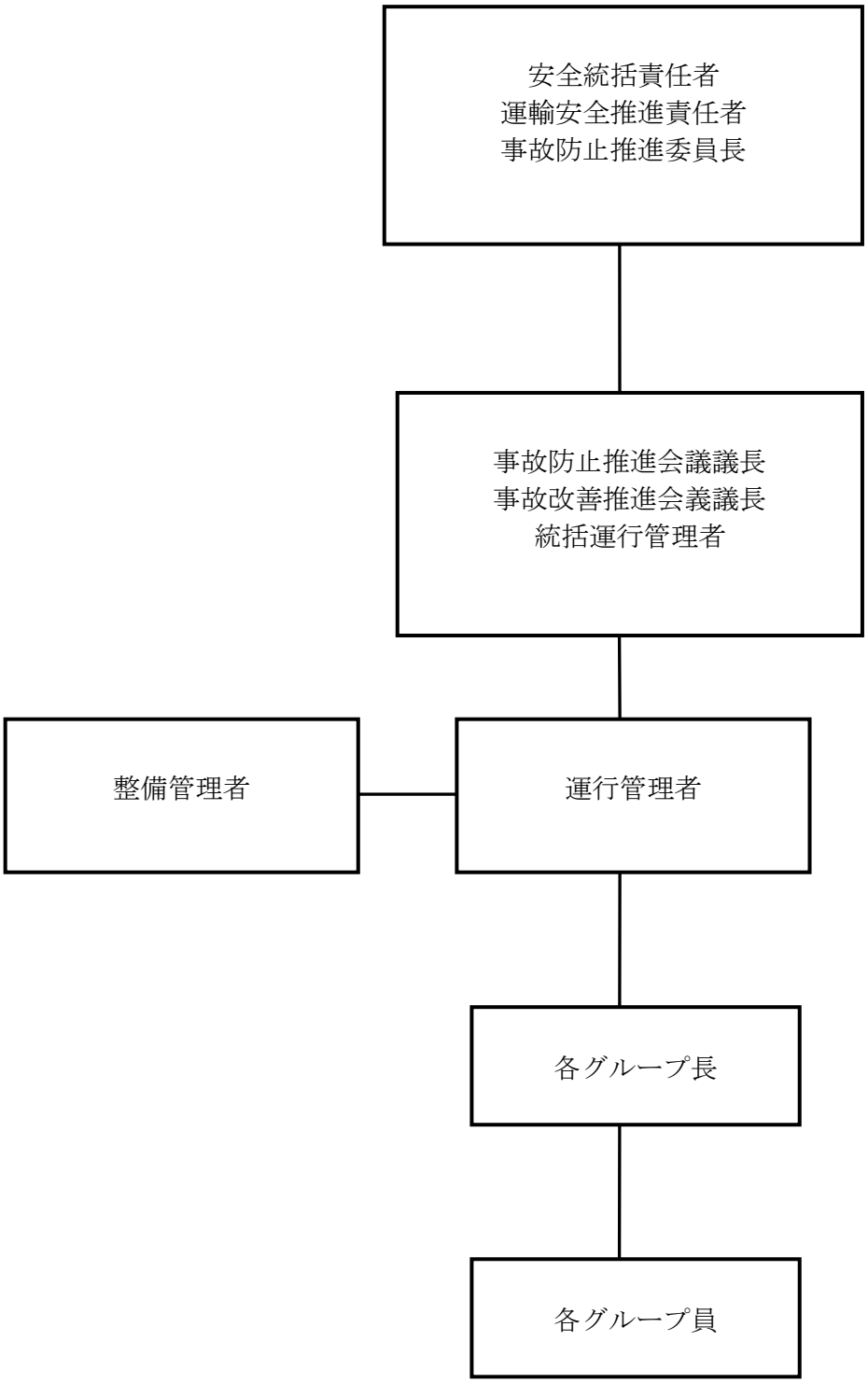
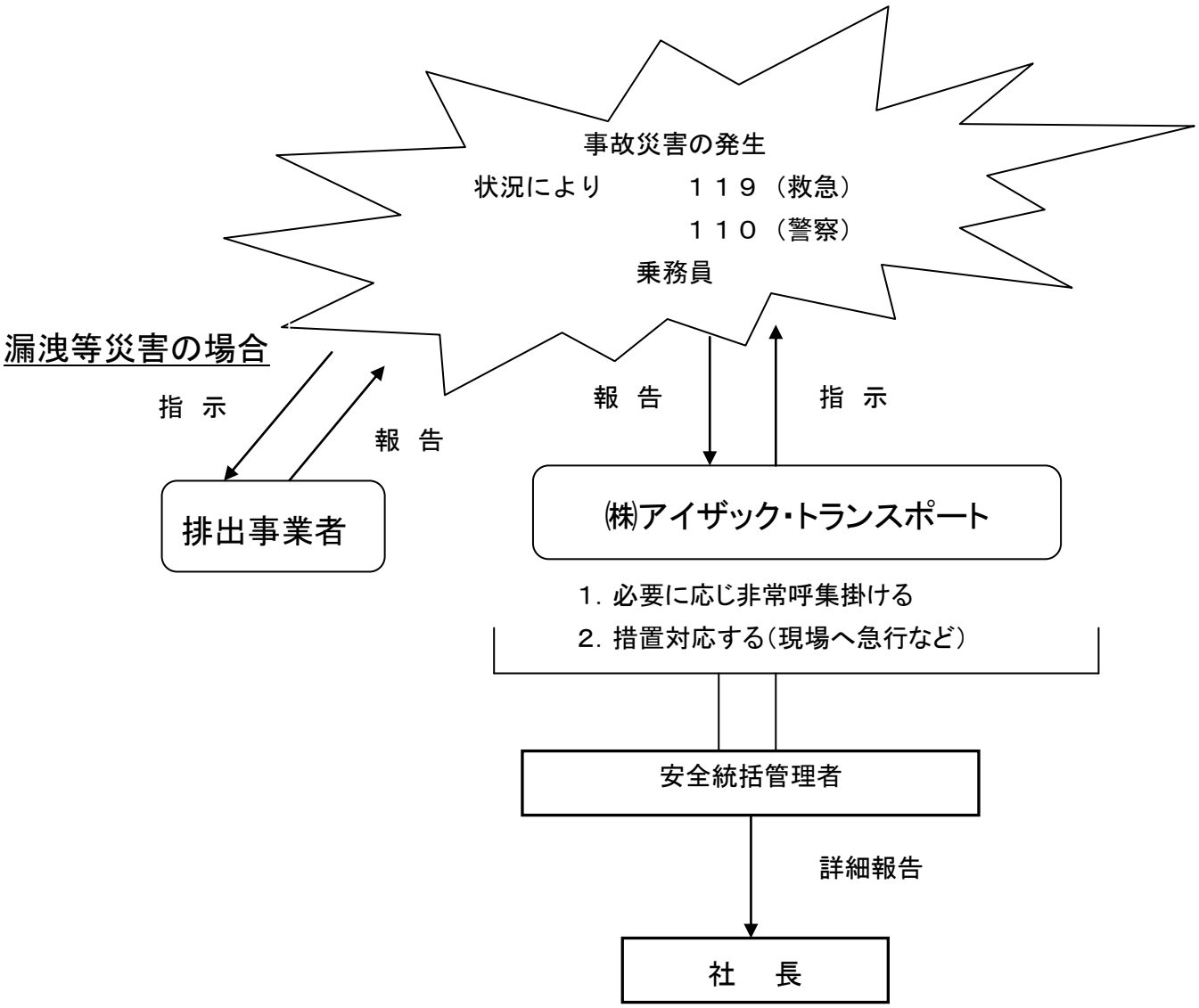
事故災害発生時緊急連絡体制